

指定地方公共機関である愛知高速交通株式会社が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき作成した「新型インフルエンザ等対策業務計画」の要旨は次のとおりです。

## 「愛知高速交通株式会社 新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

### 1 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等流行時においても、地域住人の生活及び地域経済への影響が最小となるよう運輸事業の継続に努める。
- ・要員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を適切に実施する。

#### (2) 感染対策の検討及び実施

- ・マスクの着用等咳エチケットの徹底を旅客に呼びかけを行うとともに、職場における感染予防に取り組む。

### 2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

愛知県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、必要に応じて社内に新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

#### (2) 情報収集及び共有体制

国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を国、愛知県等から収集し、発生時には従業員等に周知する体制を確保する。

#### (3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで不可欠となる国、県、市などの関係機関等と連携を図る。

### 3 その他

#### (1) 教育及び訓練

的確な新型インフルエンザ等対策業務を実施するため、国または地方公共団体が実施する訓練へ参加するなど、新型インフルエンザ等対策業務への正しい知識の習得に努め、従業員等への教育・訓練を推進する。

#### (2) 計画の見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。